



健康保険証は令和6年12月2日に廃止

医療機関の受診はマイナ保険証で!

お知らせ

健康保険証の有効期限：**令和6年12月31日**

有効期限後の受診方法：マイナ保険証を使用

マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用登録を行ったもの

- ◆マイナンバーカードの取得についてはこちらから

[\[マイナンバーカード総合サイト\]](#)



- ◆スマホからマイナンバーカードを

健康保険証として利用登録する申込についてはこちらから

[\[申込特設サイト\]](#)



- ◆リーフレット

[マイナ保険証の手続き]

- ・[つくってみよう!マイナンバーカード](#)
- ・[医療機関の受診はマイナ保険証で!](#)
[マイナ保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもOK!!](#)
- ・[マイナ保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで!](#)
- ・[海外でもマイナンバーカードが作れます](#)

[マイナ保険証のメリット]

- ・[健康保険証は令和6年12月2日に廃止 マイナ保険証始まっています!](#)
- ・[限度額適用認定証の準備が不要になりました!](#)

[マイナ保険証の安全性]

- ・[持ち歩いても大丈夫!マイナンバーカードの安全性](#)

[マイナンバー総合フリーダイヤル\(総務省\)](#)

0120-95-0178

平日 9:00~20:00 / 土日祝 9:30~17:30(年末年始を除く)

注意事項

- 有効期限後は健康保険証を使用できません。
- 資格喪失後の保険診療に要した費用は後日返還していただきます。